

令和 6 年12月20日

伊達市職員の懲戒処分について

本市において、生活保護給付金事務等における不適切な事務処理を行った職員の懲戒処分を行ったので、以下のとおり公表します。

1 被処分者等に対する懲戒処分等 ※所属・職名等については、処分発令日現在

①被処分者

被処分者に関する事項				懲戒処分等の種類 及び内容
所属部等	職位	年齢	性別	
健康福祉部	主任主事	30歳	女性	停職 1 箇月

②管理監督者

管理監督者に関する事項				懲戒処分等の種類 及び内容
所属部等	職位	年齢	性別	
市民生活部	課長補佐級職員	47歳	男性	減給 2 箇月（10分の 1）
未来政策部	次長級職員	54歳	男性	戒告
教育部	課長級職員	53歳	男性	戒告
健康福祉部	部長級職員	60歳	女性	文書訓告

2 懲戒処分等発令日

令和 6 年12月20日

3 事案の概要

(1) 概要

被処分者の主任主事は、令和 4 年度・5 年度の生活保護給付金事務等において、生活保護の決定や扶助費を決定する決裁文書の回覧などの事務処理の遅滞を取り繕うために、上司と同じ印鑑を購入して無断で事務処理を完結させるとともに、これらの正式な決裁を受けずに決定した保護費の支給内容の一部において、不適切な事務処理により過大・過少支給を発生させた。

また、被保護者宅への定期訪問に係る特殊勤務手当の不適正な申請・受給を行った。

■保護費の過大支給：4, 227, 187円 過少支給：353, 132円

■特殊勤務手当の不適正な申請・受給額：47, 100円

課長補佐級職員については、令和４年度・５年度の生活保護給付金事務等において、県の定期監査対策として、被処分者が抱えていた多数の未決裁文書について、自身の印鑑を被処分者に預けるなど非違行為の黙認と取れる行為を行った。

また、被処分者からの定期訪問に係る特殊勤務手当の申請について、根拠資料等と照合することなく、誤った申請内容を機械的に決裁していた。

次長級職員、課長級職員の２名についても、それぞれ当時課長であった令和４年度、令和５年度の生活保護給付金事務等において、被処分者からの定期訪問に係る特殊勤務手当の申請について、課長補佐級職員と同じく、根拠資料等と照合することなく、誤った申請内容を機械的に決裁していた。

部長級職員については、今回の事案において、所属課長等に対する指導監督が不十分であった。

４ その他

被処分者が不適正に受給した特殊勤務手当額（４７，１００円）については、全額返還されており、被処分者からは本日付けで退職願が提出された。

５ 職員の懲戒処分等についての市長コメント

日頃から職員には、全体の奉仕者である公務員としての自覚を持ち、市職員としての信頼を損ねることのないよう、法令順守及び服務規律の徹底に努めることを周知してまいりましたが、こうした事態となったことは誠に遺憾であり、深くお詫び申し上げます。

今回の件を深く反省し、今後このようなことが起きることがないように、市役所全体で服務規律の確保と綱紀粛正の徹底を図り、市民の皆様の信頼回復に努めてまいります。

令和６年１２月２０日

伊達市長 須田 博行

連絡先

伊達市総務部人事課 担当：課長 権藤

電話 ０２４－５７５－１１０４